

- 【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

#### 1.3.4.2. 看護師数が適切である【優先確認事項】

(a・b・c・NA)



- 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。

#### 1.3.4.3. 保健師数が適切である【優先確認事項】

(a・b・c・NA)



●特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されていなければならないということではない。実施体制を総合的に評価すること。

- 【保】人員③ 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価を行う。)を行う者は、医師、保健師、又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)であること。
- 【保】人員④ 積極的支援において、積極的支援対象者ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)が決められていること。
- 【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の識及び技術を有すると認められる者(以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- 【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

1.3.4.4.臨床検査技師数が適切である	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
1.3.4.5.管理栄養士数が適切である【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<p>●特定保健指導においては、医師、保健師、管理栄養士がそれぞれ必ず確保されなければならないということではない。実施体制を総合的に評価すること。</p>		
<p>□ 【保】人員③ 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価を行う。)を行う者は、医師、保健師、又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)であること。</p>		
<p>□ 【保】人員④ 積極的支援において、積極的支援対象者ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)が決められていること。</p>		
<p>□ 【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の識及び技術を有すると認められる者(以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p>		
<p>□ 【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p>		
1.3.4.6.事務職員等の数が適切である	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼

#### 1.4.関係法令が遵守されている\*1

1.4.1.関係する法令が遵守されている	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
1.4.1.1.高齢者医療確保法およびその他の関係法令が遵守されている	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
<b>【優先確認事項】</b>	
<input type="checkbox"/> 【健】情報④ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。	
<input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	
<input type="checkbox"/> 【保】情報③ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。	
<input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	

#### 1.5.職員の教育体制が確立している

1.5.1.全職員を対象とした教育プログラムが確立している	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
1.5.1.1.年間の教育プログラムが作成され実施されている【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。	
<input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。	
1.5.1.2.教育プログラムの内容が適切である【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
○特定保健指導を実施している場合、保健指導実践者の教育研修プログラムの妥当性および確実な実行のために、計画的に内外の専門家から評価や助言を受けることが望まれる。またその助言等に基づき、改善を行う方法が明確にされ、また改善が行われていることが望まれる。	
<input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。	
<input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。	
1.5.1.3.接遇に関する教育がなされている【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。	
<input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。	

<p>1.5.1.4. 学会等が主催する研修会、講習会に参加するしくみがある</p>	<span>(a・b・c・NA)</span>	<input type="checkbox"/> ▼
<b>【優先確認事項】</b>		
<p><input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p>		
<p>1.5.2. 専門領域別に教育がなされている</p>		<span>(5・4・3・2・1・NA)</span>
<p><input checked="" type="radio"/> 特定保健指導を実施している場合、保健指導実践者の保健指導技術の向上のために、ロールプレイなどの実践的な研修機会が、最低年1回以上、定期的に提供されていることが望まれる。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 特定保健指導を実施している場合、個々の保健指導実践者の技術を評価するための方法が明確にされていることが求められる。またそのために必要な情報収集が行われ、評価自体が計画的に行われる必要がある。</p>		
<p>1.5.2.1. 医師に対する教育が適切である【優先確認事項】</p>		<span>(a・b・c・NA)</span>
<p><input type="checkbox"/> 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】人員⑧ 特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p>		
<p>1.5.2.2. 看護師・保健師・管理栄養士等に対する教育が適切である</p>		<span>(a・b・c・NA)</span>
<p><input checked="" type="radio"/> 看護師・保健師・管理栄養士等に対する教育が適切である【優先確認事項】</p> <p><input type="checkbox"/> 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】人員⑧ 特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p>		
<p>1.5.2.3. 事務員・助手等のスタッフに対する教育が適切である【優先確認事項】</p>		<span>(a・b・c・NA)</span>
<p><input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p>		

1.5.3.認定医・専門医等の資格取得と更新がなされている		(5·4·3·2·1·NA) <input type="checkbox"/> ▼
1.5.3.1.各学会等の認定医・専門医の資格が取得されている【優先確認事項】		(a·b·c·NA) <input type="checkbox"/> ▼
<p><input type="checkbox"/> 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p>		
1.5.3.2.医師以外の職種で、関連資格が取得されている【優先確認事項】		(a·b·c·NA) <input type="checkbox"/> ▼
<p><input type="checkbox"/> 【健】人員① 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【健】運営③ 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】人員⑤ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の識及び技術を有すると認められる者(以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】人員⑥ 動機付け支援又は積極的支援プログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士(平成24年度末までは、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師を含む)又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 【保】運営④ 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p>		

## 1.6.継続的な質改善のしくみがある

1.6.1.継続的な質改善に取り組むしくみがある		(5·4·3·2·1·NA) <input type="checkbox"/> ▼
<p>●内部監査体制の整備がなされていればよりよい。</p> <p>○特定保健指導を実施している場合は、保健指導内容の標準化に向けた保健指導サービスのマニュアルを作成することが求められるとともに、その作成や改訂において専門家のアドバイスを受けていることが望まれる。</p>		

○特定保健指導を実施している場合、保健指導実践者の教育研修プログラムの妥当性および確実な実行のために、計画的に内外の専門家から評価や助言を受けることが望まれる。またその助言等に基づき、改善を行う方法が明確にされ、また改善が行われていることが望まれる。

○特定保健指導を実施している場合、保健指導の質の向上のための取組みが取りまとめられるとともに、その内容が取組み実態に合っていることに関して、外部専門家などの確認やコメント等によって信憑性を高める工夫がなされていることが望まれる。

○特定保健指導を実施している場合、保健指導プログラムの質の管理に関する内部監査が定期的に行われることが望まれるとともに、その内部監査には外部専門家が参加していることが求められる。

1.6.1.1.質改善を統括する部署がある (a・b・c・NA)  ▼

1.6.1.2.質改善の具体的な取り組みがなされている (a・b・c・NA)  ▼

1.6.1.3.質改善活動の見直しが行われている (a・b・c・NA)  ▼

#### 1.7.地域・職域との関係が適切である

1.7.1.提携している企業・健保等との関係が適切であり、情報提供や広報活動が (5・4・3・2・1・NA)  ▼  
積極的になされている

○特定保健指導を実施している場合、保健指導の質の向上のための取組みが冊子やインターネットなどで外部に公表されていることが望まれる。

1.7.1.1.企業・健保等との提携に関する担当者が明確で、提携に際して (a・b・c・NA)  ▼  
公正な対応がなされている【優先確認事項】

- 【健】運営⑤ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- 【保】運営⑥ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- 【保】運営⑬ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。
  - ・ 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
  - ・ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
  - ・ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
  - ・ 再委託先及び再委託する業務の内容を運営についての重要事項に関する規程に明記するとともに、当該規程の概要にも明記すること。
  - ・ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。



## 機関概要の情報が提供されている【優先確認事項】

- 【健】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- 【健】運営⑥ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上の掲載等)により、幅広く周知すること。
  - ・事業の目的及び運営の方針
  - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・特定健康診査の実施日及び実施時間
  - ・特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
  - ・事業の実施地域
  - ・緊急時における対応
  - ・その他運営に関する重要事項
- 【健】運営⑨ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- 【保】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- 【保】運営⑦ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上の掲載等)により、幅広く周知すること。
  - ・事業の目的及び運営の方針
  - ・統括者の氏名及び職種
  - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・特定保健指導の実施日及び実施時間
  - ・特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
  - ・事業の実施地域
  - ・緊急時における対応
  - ・その他運営に関する重要事項
- 【保】運営⑩ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

1.7.1.3.一般利用者に対して適切な広報活動がなされている【優先確認事項】

(a・b・c・NA)



- 【健】運営⑥ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。
- ・事業の目的及び運営の方針
  - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・特定健康診査の実施日及び実施時間
  - ・特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
  - ・事業の実施地域
  - ・緊急時における対応
  - ・その他運営に関する重要事項
- 【健】運営⑨ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- 【保】運営③ 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)を行わないこと。
- 【保】運営⑦ 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。
- ・事業の目的及び運営の方針
  - ・統括者の氏名及び職種
  - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・特定保健指導の実施日及び実施時間
  - ・特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
  - ・事業の実施地域
  - ・緊急時における対応
  - ・その他運営に関する重要事項
- 【保】運営⑩ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

<p>1.7.1.4. 健診・保健指導実績をもとに統計処理されたデータについて</p> <p>企業・健保等へのフィードバックが適切になされている【優先確認事項】</p>	<span>(a・b・c・NA)</span>
<input type="checkbox"/> 【健】情報① 特定健康診査に関する記録を電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。 <input type="checkbox"/> 【健】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。 <input type="checkbox"/> 【保】情報① 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営② 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。	

#### 1.8. 地域の医療機関等との連携が適切になされている

<p>1.8.1. 必要に応じて地域の適切な医療機関等との連携が図られている</p>	<span>(5・4・3・2・1・NA)</span>
<p>1.8.1.1. 連携している医療機関等が定められている【優先確認事項】</p>	
<input type="checkbox"/> 【保】人員⑦ 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。 <input type="checkbox"/> 【保】人員⑨ 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。	

\* 1 労働安全衛生法や学校保健法等、他の健診と特定健康診査の関係については「高齢者の医療の確保に関する法律第二十条および第二十一条」等にもとづき、他の法令に基づく健診が優先されることに注意すること。その他には人事院規則、介護保険法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律などがある。さらに関係法令には医師法などの各自分法、消防法、労働基準法、廃棄物処理法などを含む。

## 2. 受診者・利用者の満足と安心

#### 2.1. 受診者・利用者のプライバシーへの配慮がなされている

<p>2.1.1. 検査や診察、指導を受ける際のプライバシーが確保されている</p>	<span>(5・4・3・2・1・NA)</span>
<p>2.1.1.1. 検査室は個別に仕切られ、外から見えない構造になっている</p>	
<span>【優先確認事項】</span>	
<p>●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。</p>	
<input type="checkbox"/> 【健】施設② 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分保護される施設及び設備等が確保されていること。	

2.1.1.2.診察室・問診室・指導室は個別に仕切られ、外部に声が聞こえない (a·b·c·NA)  ▼

構造になっている【優先確認事項】

- 【健】施設② 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分保護される施設及び設備等が確保されていること。
- 【保】施設② 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- 【保】内容④ 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。

2.2.受診後のフォローアップが適切になされている

2.2.1.精密検査や医療機関への受診が必要と判定された受診者については、 (5·4·3·2·1·NA)  ▼

受診経過のフォローがなされている

- 特定健康診査を実施していない場合はNAとする。

2.2.1.1.必要な受診者については受診経過のフォローがなされ記録が (a·b·c·NA)  ▼

残されている

2.2.1.2.受診医療機関との情報交換がなされている (a·b·c·NA)  ▼

2.3.受診者・利用者の意見を反映する体制が確立している

2.3.1.受診者・利用者からの問い合わせに対応するしくみが確立している (5·4·3·2·1·NA)  ▼

2.3.1.1.受診者・利用者からの問い合わせに対応する担当者が定められている (a·b·c·NA)  ▼

【優先確認事項】

- 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。

2.3.1.2.受診者・利用者からの問い合わせの対応手順が定められている (a·b·c·NA)  ▼

【優先確認事項】

- 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。

2.3.1.3.受診者・利用者からの問い合わせの内容等が分析され、 (a·b·c·NA)  ▼

改善に役立てられている

2.3.2.受診(利用)前、受診(利用)中、受診(利用)後における (5·4·3·2·1·NA)  ▼

受診者・利用者の意見や要望を積極的に把握するしくみがある

2.3.2.1.受診者・利用者の意見や要望を把握するための調査が行われている (a·b·c·NA)  ▼

2.3.2.2.受診者・利用者の意見や要望に対応するしくみがある【優先確認事項】 (a·b·c·NA)  ▼

- 【健】運営⑩ 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
- 【保】内容⑥ 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- 【保】運営⑪ 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

2.3.2.3.受診者・利用者からの意見や要望を反映した改善活動がなされている (a・b・c・NA)  ▼

#### 2.4.受診者・利用者の利便性に配慮がなされている

2.4.1.受診者・利用者が受診・利用しやすいような運営に配慮されている (5・4・3・2・1・NA)  ▼

2.4.1.1.受診者・利用者にとって健診・保健指導が受けやすくなるよう利便性に (a・b・c・NA)  ▼

##### 配慮している【優先確認事項】

- 【健】運営① 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- 【保】運営① 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

#### 2.5.設備・環境が適切に整備されている

2.5.1.適切な環境が整えられている (5・4・3・2・1・NA)  ▼

2.5.1.1.健診・保健指導実施に必要な設備が整備されている【優先確認事項】 (a・b・c・NA)  ▼

(＊巡回型の場合、検診車両を確認)

- 【健】施設① 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。
- 【保】施設① 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

2.5.1.2.施設の温度、湿度、空調、静けさの管理が適切になされている (a・b・c・NA)  ▼

2.5.2.施設内の清潔に配慮されている (5・4・3・2・1・NA)  ▼

2.5.2.1.施設内清掃が行き届いている【優先確認事項】 (a・b・c・NA)  ▼

- 【健】運営⑧ 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

<input type="checkbox"/> 【保】運営⑨ 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
2.5.3.禁煙の配慮がなされている	
2.5.3.1.禁煙が徹底している【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。	
<input type="checkbox"/> 【保】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。	
2.5.3.2.禁煙に関する表示が適切である【優先確認事項】	
<input type="checkbox"/> 【健】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【保】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。	

### 3. 健診・保健指導の質の確保

#### 3.1.責任体制が明確にされている

3.1.1.検査や保健指導の担当者が明確にされている	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
3.1.1.1.担当者が定められ、受診者・利用者にわかるようになっている	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
【優先確認事項】	
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑦ 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。	
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑧ 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。	
3.1.2.医師による診察と検査結果の判定がなされている	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。	
3.1.2.1.医師による診察と結果報告がなされている	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
3.1.2.2.医師による検査結果の判定が行われている	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼

#### 3.2.適切な健康評価・健康指導がなされている

3.2.1.健診成績の標準化がなされている	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。	
3.2.1.1.健診結果の判断基準が適切である	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
3.2.1.2.健診結果を提示するためのフォーマットが作成されている【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼

- 【健】情報② 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。

### 3.2.2. 特定保健指導が適切になされている

(5・4・3・2・1・NA)

- 特定保健指導を実施していない場合はNAとする。

- 保健指導プログラムの質の管理に関する内部監査が定期的に行われることが望まれるとともに、その内部監査には外部専門家が参加していることが求められる。

#### 3.2.2.1. 保健指導内容が標準化されている【優先確認事項】

(a・b・c・NA)

- 標準化に向けては、十分に具体的な保健指導サービスマニュアルが作成され、職員に周知されるとともに、その作成や改訂において、専門家のアドバイスを受けていすることが望まされる。また、マニュアルの改訂担当者が明確にされるとともに、計画的に見直されていることも必要。

- 【保】内容① 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
- 【保】内容② 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- 【保】内容③ 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。

#### 3.2.2.2. 保健指導結果を提示するためのフォーマットや

(a・b・c・NA)

#### 記録様式が作成されている【優先確認事項】

- 記録の項目は、保健指導の連続性を確保するために十分な内容を含んでいることが求められる。

- 【保】内容① 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
- 【保】内容② 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- 【保】内容③ 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。

#### 3.2.2.3. 保健指導が適切に実施・評価されている【優先確認事項】

(a・b・c・NA)

- 保健指導プログラムのプロセスおよびアウトカムに関して、定期的に評価が行われていることが必要。またプログラムの評価結果に基づき、改善を図る手順が明確にされ、また改善が図られていることが求められる。

- 【保】内容① 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
- 【保】内容② 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- 【保】内容③ 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- 【保】内容④ 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
- 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
- 【保】内容⑥ 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- 【保】運営③ 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)を行わないこと。

### 3.2.3. 健診・保健指導結果が経時的に管理され有効利用されている

(5·4·3·2·1·NA)

#### 3.2.3.1. 過去の健診・保健指導結果が適切に保管されている【優先確認事項】

(a·b·c·NA)

- 【健】情報③ 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- 【健】情報⑥ 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
- 【保】情報② 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
- 【保】情報⑤ 保険者の委託を受けて、特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。

### 3.3. 検査精度の管理がなされている \* 2

#### 3.3.1. 精度管理の担当者が明確にされている

(5·4·3·2·1·NA)

●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。

#### 3.3.1.1. 健診の精度管理を統括する責任者が明確にされている

(a·b·c·NA)

#### 3.3.1.2. 検査ごとの精度管理担当者が明確にされている

(a·b·c·NA)

#### 3.3.1.3. 検査精度に関して検討する場が設けられている

(a·b·c·NA)

3.3.2.内部精度管理を行っている	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。	
3.3.2.1.精度管理に関する規定が設けられている	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
3.3.2.2.内部精度管理が定期的に行われている【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】精度① 特定健康診査の項目について内部精度管理(特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理(特定健康診査の精度を適正に保つことをいう)をいう)が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。	
<input type="checkbox"/> 【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。	
3.3.2.3.検査精度に関して問題がある際の対処方法が明確になっている	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
【優先確認事項】	
<input type="checkbox"/> 【健】精度③ 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制を整備すること。	
<input type="checkbox"/> 【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。	
3.3.3.外部の精度管理サーベイに参加している	(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。	
3.3.3.1.外部の精度管理サーベイに参加している【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】精度② 外部精度管理(特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理を行う)を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。	
<input type="checkbox"/> 【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。	
3.3.3.2.外部の精度管理サーベイの結果を活用するしくみがある【優先確認事項】	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
●検査を委託している場合にはNAとする。	
<input type="checkbox"/> 【健】精度③ 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制を整備すること。	
3.3.3.3.検査委託先の外部の精度管理サーベイの結果を活用するしくみがある	(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼
【優先確認事項】	
●検査を委託していない場合にはNAとする。	
<input type="checkbox"/> 【健】精度③ 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制を整備すること。	
<input type="checkbox"/> 【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。	

### 3.4.検査機器の管理が適切になされている

3.4.1.検査機器の点検が行われている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。		
3.4.1.1.検査機器ごとに管理担当者が明確になっている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
3.4.1.2.検査機器の日常的な点検が行われている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼

### 3.5.感染管理の体制が整備されている

3.5.1.職員が感染防止対策に取り組んでいる	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
3.5.1.1.職員の感染防止マニュアルが整備されている【優先確認事項】		
□ 【健】運営⑧ 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。		
□ 【保】運営⑨ 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。		
3.5.2.医療廃棄物の処理が適切になされている		
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。		
3.5.2.1.廃棄物の分別・保管が適切である	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
3.5.2.2.廃棄物が適切に処理されたことが確認されている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼

### 3.6.健診・保健指導の有用性を検討している

3.6.1.健診・保健指導の有用性のエビデンスを収集し、分析している	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
●特定保健指導の質の評価に向けた第一段階の取り組みとして、作成した特定保健指導支援計画の段階的な達成度合いや、利用者本人の意識の変化度合いについて、保健指導責任者(担当者)間で比較検証することや、支援計画プログラム間で比較検証すること等を継続的に実施するなど、機関として保健指導業務の質を総合的に向上させることに積極的である組織構造であることと、且つその業務プロセスを確認する。		
○特定保健指導を実施している場合、保健指導の成果等の評価を行うために必要な情報を収集する仕組みが整備されていることが求められる。またそのための情報収集が行われ、評価自体が計画的に行われることが必要である。		
3.6.1.1.健診・保健指導の有用性について分析を行い機関内で検討している		
【優先確認事項】		
□ 【健】情報⑦ 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。		

<input type="checkbox"/> 【保】情報⑦ 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
3.6.1.2. 健診・保健指導に関する研究や質の向上の取組みの成果を <span style="float: right;">(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼</span> <b>学会等で積極的に発表している</b>

\* 2 特定健康診査で巡回型の場合の検体の精度管理の在り方は、厚生労働科学研究事業の「健康診査の精度管理に関する研究班」が示す手順を遵守すること（「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」の添付資料＜健康診査における精度管理の在り方＞で明示）。

#### 4. 運営の合理性

##### 4.1. 情報管理が適切に行われている

4.1.1. データを保管する場所が定められ安全が確保されている <span style="float: right;">(5・4・3・2・1・NA) <input type="checkbox"/> ▼</span>
4.1.1.1. データを保管する場所および利用できる人が定められている <span style="float: right;">(a・b・c・NA) <input type="checkbox"/> ▼</span>
<b>【優先確認事項】</b>
<input type="checkbox"/> 【健】情報③ 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
<input type="checkbox"/> 【健】情報⑥ 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
<input type="checkbox"/> 【保】情報② 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
<input type="checkbox"/> 【保】情報⑤ 保険者の委託を受けて、特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
<input type="checkbox"/> 【保】情報⑥ インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

- ・秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
- ・インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること(例えば、特定健康診査の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この項目において同じ。)のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等)。
- ・インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。
- ・本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

#### 4.1.1.2.情報機器のデータへのアクセス制限が考慮されている【優先確認事項】 (a・b・c・NA) □▼

- 【健】情報③ 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- 【健】情報⑥ 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
- 【保】情報② 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
- 【保】情報⑤ 保険者の委託を受けて、特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
- 【保】情報⑥ インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。
  - ・秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
  - ・インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること(例えば、特定健康診査の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この項目において同じ。)のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等)。
  - ・インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータ入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。</li> </ul>	
4.1.2.個人情報保護に配慮した管理体制が整備されている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.1.2.1.個人情報の取り扱いに関する規約が定められている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】情報④ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑦ 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報③ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑦ 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。		
4.1.2.2.個人情報の取り扱いに関する教育が行われている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】情報④ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑦ 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報③ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑦ 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。		

4.1.2.3.検査室で他の受診者の個人情報がわからないように配慮されている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<b>【優先確認事項】</b>		

<input type="checkbox"/> 【健】施設② 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分保護される施設及び設備等が確保されていること。	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	<input type="checkbox"/> ▼

4.1.2.4.個人情報に関する書類等の廃棄物が適切に処理されている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<b>【優先確認事項】</b>		
<input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	<input type="checkbox"/> ▼	
<input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	<input type="checkbox"/> ▼	

## 4.2.安全管理体制が確立している

4.2.1.機関の安全管理体制が確立している	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.2.1.1.衛生委員会および安全衛生委員会が組織されている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.2.1.2.防火管理が行われている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.2.1.3.職員の健康管理が行われている【優先確認事項】	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑧ 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。	<input type="checkbox"/> ▼	
<input type="checkbox"/> 【保】運営⑨ 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。	<input type="checkbox"/> ▼	
4.2.2.セーフティマネジメントの体制が整えられている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.2.2.1.セーフティマネジメントのマニュアルが整備されている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
●一例として、事故発生防止マニュアルなどがあげられる。		
4.2.3.機関で発生した事故やインシデントへの対応がなされている	(5・4・3・2・1・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.2.3.1.事故やインシデントを報告するしくみがある	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.2.3.2.事故発生時の対応手順が定められている	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
4.2.3.3.受診者・利用者の状態が急変した場合に対応するしくみがある	(a・b・c・NA)	<input type="checkbox"/> ▼
<b>【優先確認事項】</b>		